

1. 平成17年4月1日以降については決済用貯金が全額保護されることとなりました。「農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が、平成14年12月11日に国会において可決成立し、平成15年4月1日から実施されています。これに伴い、平成17年3月31日までは、当座貯金、普通貯金、別段貯金の全額保護が継続されることになっていますが、平成17年4月以降の貯金保険制度の概要は以下のとおりとなります。

貯金等の保護の内容			
貯金等の分類			保護の範囲
貯金保護の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金(注1) (利息のつかない等の条件を満たす貯金)	全額保護(恒久処置)
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券(リツノーワイド等の保護預かり専用商品)等(注2)	一般貯金 (決済用貯金以外の貯金)	元本の合計1,000万円までとその利息等(注3)を保護 (1,000万円を超える部分は、破たん農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。))
対象外貯金等	外貨貯金・譲渡性貯金・農林債券(ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品)等		保護対象外 (破たん農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。))

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(注2) このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立、財形貯蓄商品が該当します。

(注3) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

当座貯金、普通貯金、別段貯金については、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

振込み等の仕掛り中の決済資金については、全額保護されます。また、自己宛小切手、送金小切手は、原則として全額保護されます。

定期貯金等については、平成14年度と同様、貯金者1人当たり、1農水産業協同組合ごとに、元本1千万円までとその利息等が保護されます。

平成17年4月以降は、例えば当座貯金のように利息のつかない等の条件を満たす貯金(1)が全額保護されることとなります。

2. 皆様から多く寄せられるQ & A

(Q1) 新しい貯金保険制度では、貯金等の保護はどうなるのですか。

(A1) 当座貯金、普通貯金、別段貯金については、平成17年3月末まで全額保護が続きます。

定期貯金等については、合算して元本1千万円までとその利息等が保護されます。元本1千万円を超える部分とその利息等については、破たんした農水産業協同組合の財産に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)

(Q2) 貯金保険の対象となっている商品にはどのようなものがありますか。

(A2) 対象となる商品は、以下のとおりです。

- ・当座貯金 ・普通貯金 ・別段貯金
 - ・定期貯金 ・通知貯金 ・納税準備貯金 ・貯蓄貯金 ・定期積金
 - ・農林債券(リツノーワイド、財形リツノー、財形住宅リツノー、財形年金ワイドの保護預かり専用商品に限ります。)
-

(Q3) 平成17年4月以降の貯金等の保護はどうなるのですか。

(A3) 平成17年4月以降は、例えば当座貯金のように利息がつかない等の条件を満たす貯金()が全額保護されることとなります。定期貯金等については、貯金者1人当たり、1農水産業協同組合ごとに元本1千万円とその利息等が保護されます。()決済用貯金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(Q4) 貯金保険制度の対象となる農水産業協同組合はどのようになっていますか。

(A4) 対象となる農水産業協同組合は、以下のとおりです。

- ・農業協同組合 ・漁業協同組合 ・水産加工業協同組合
- ・信用農業協同組合連合会 ・信用漁業協同組合連合会
- ・水産加工業協同組合連合会 ・農林中央金庫

(注) 銀行(日本国内に本店のあるもの)、信用金庫、信用組合、労働金庫等は、別途「貯金保険制度」に加入しています。